

山口大学における教育（ICT環境）の内部質保証に関する実施要領

令和3年11月12日

副学長（情報化推進担当）裁定

令和4年5月31日 一部改正

令和8年6月9日 一部改正

1. 目的

この実施要領は、山口大学における教育の内部質保証に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項に基づき、本学のICT環境の内部質保証の自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。

2. 内部質保証の自己点検・評価の実施

- (1) 副学長（情報化推進担当）は、ICT環境に関する内部質保証の自己点検・評価を実施し、ICT基盤推進委員会において確認する。
- (2) 副学長（情報化推進担当）は、前項で確認した自己点検・評価について、自己点検・評価責任者に報告する。

3. 自己点検・評価の項目及び手順

自己点検・評価の項目は、次のとおりとし、別紙自己点検・評価シートにより評価を行う。

- (1) 学内LANの整備状況
- (2) ネットワーク装置等の整備状況
- (3) 教育用システム等の整備状況
- (4) 教育への活用状況
- (5) その他必要と認められる事項

4. 自己点検・評価の実施時期

自己点検・評価は原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて各評価項目の実施時期を変更できるものとする。

5. 他の評価結果等の活用

- (1) 自己点検・評価にあたっては、国立大学法人評価や機関別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。
- (2) 関係者（学生、卒業生（修了生）、教職員等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

6. 改善案の策定及び実施

- (1) 副学長（情報化推進担当）は、自己点検・評価結果において、改善が必要と認められた場合には、ICT基盤推進委員会において改善案を策定し、自己点検・評価責任者に報告する。
- (2) 前号の改善案については、自己点検・評価責任者からの指示を受け、ICT基盤推進委員会において、改善を実施するとともに、その進捗状況を自己点検・評価責任者に報告する。

附 則

この要領は、令和4年5月31日から施行し令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月9日から施行し令和8年4月1日から適用する。